

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度長崎県拠点一般定期健康診断等業務（単価契約）

### 2 業務の目的

「人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第 20 条、「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について（通知）」（令和 2 年 1 月 8 日地第 185 号大臣官房地方課長）に基づき、九州農政局長崎県拠点に所属する職員の健康診断及び検診を行うものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日

### 4 業務内容

#### (1) 健康診断の検査項目・内容

検 査 項 目	内 容
<b>1. 一般定期健康診断</b>	
基本診察	診察及び判定 身長測定、体重測定による肥満度（BMI）測定、腹囲測定、血圧測定を含む
視力検査	左右の視力測定
尿検査	蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血の 4 項目
聴力検査	簡易聴力検査 （オーディオメーターによる 1000Hz、4000Hz）
胸部エックス線検査	デジタル撮影を行い、写真等診断による肺がん及び結核等の読影をすること
心電図検査	安静時心電図 12 誘導
血液検査	AST、ALT、 $\gamma$ -GTP、LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪（TG）、空腹時血糖、赤血球数、白血球数、血色素量、血小板数の 11 項目について検査すること
胃部エックス線検査	デジタル撮影（造影剤（バリウム）使用）を行い、写真等診断による読影をすること
便潜血反応検査	便中ヘモグロビン（2 日法）

<p><b>2. 情報機器作業従事 職員健康診断</b></p> <p>基本診察</p> <p>眼科学的検査</p> <p>筋骨格系に関する検査</p>	<p>業務歴及び既往歴、自覚症状の有無を確認</p> <p>視力測定（遠見視力・近見視力） 屈折検査 眼位検査 調節機能検査</p> <p>上肢の運動機能、圧痛点等の検査</p>
--	---

(2) 受診予定人数

別紙1のとおり

(3) 実施時期及び実施場所

ア 一般定期健康診断

(ア)実施時期：契約締結日から令和8年12月までのうち2日程度  
8時30分から15時00分まで

(イ)実施場所：長崎地方合同庁舎会議室（長崎県長崎市岩川町16-16）、受注者の健診車

(ウ)上記(ア)の実施以降に追加実施する場合

実施場所：受注者等の医療施設（長崎市内）

イ 情報機器作業従事職員健康診断

上記(3)アと同じ。

5 一般事項

(1) 健康診断実施の留意事項

ア 業務の実施は、監督職員が発注書（別紙2）により指示する。

なお、受注者が通常使用している発注書様式があるときは、当該様式を使用する場合がある。

イ 受注者は検査にあたっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

ウ 胸部エックス線検査及び胃部エックス線検査は、受注者の健診車、受注者等の医療施設において行うものとし、撮影したフィルム等の読影は受注者の責任において医師のダブルチェックを行うものとする。

(2) 成果品

ア 本業務の成果品は以下のとおりとする。

① 健康診断結果

② 特定健康診査に係る健診結果データ

- イ 受注者は、検診日から4週間以内に健康診断結果を監督職員に2部提出するものとする。
- ウ 特定健康診断に係る健診結果データを、紙媒体または厚生労働省が指定するXML形式により監督職員に提出するものとする。  
厚生労働省が定める標準的なファイル仕様に即したXML形式  
(参照：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/xml\\_30799.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/xml_30799.html))
- エ 健診結果データの納品については、監督職員と別途協議すること。

## 6 環境への配慮

### (1) 主な環境関係法令の遵守

- 受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

### (2) 環境配慮に関する特記事項

- 受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 7 その他

この仕様書に記載のない事項について、疑義を生じたときは、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

受診予定人数  
(令和8年度)

## 九州農政局 長崎県拠点

検査項目		受診予定 人数(人)	備考
一 般 定 期 健 康 診 断	基本診察	34	
	視力検査	34	
	尿検査	34	
	聴力検査	34	
	胸部エックス線検査	34	
	心電図検査	33	
	血液検査	34	
	胃部エックス線検査	19	
	便潜血反応検査	33	
事 情 報 機 器 健 康 作 業 従 断	基本診察	9	
	眼科学的検査	9	
	筋骨格系に関する検査	9	

※受診予定人数は、見積依頼時の見込み人数であり、受診人数を保証するものではない。

